

介護・認知症保障(標準傷害保険)

共栄火災海上保険株式会社

標準傷害保険普通保険約款

介護一時金支払特約

保険料分割払特約（一般団体契約用）

訴訟の提起に関する特約

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

標準傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款およびこの保険契約に付帯された特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
き	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。(注) (注)他の保険契約等に関する事項を含みます。
し	傷害死亡保険金受取人	この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合に、同特約に規定する傷害死亡保険金受取人をいいます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
そ	損害等	この約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定により、当社が保険金を支払うべき傷害または損害等をいいます。
た	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
は	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ひ	被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
	保険金	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに規定する保険金をいいます。
	保険事故	この保険契約に付帯された特約のそれぞれに保険事故として規定する事由をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、この約款およびこの保険契約に付帯された特約に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社が保険金を支払わない場合は、この保険契約に付帯された特約の規定によります。

第3章 基本条項

第4条（保険責任の始期および終期）

(1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第5条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①～④のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(注)

③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が発生する前に、告知事項につき書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることが妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることが勧めた場合を含みます。

(4) (2)の規定による解除が損害等の発生した後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した保険事故による損害等については適用しません。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条（保険契約の無効）

(1) 次の①・②のいずれかに該当する事実があった場合には、保険契約は無効とします。

① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合

② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について、傷害死亡保険金支払特約が付帯されている場合に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(2) (1)②の規定は、被保険者の法定相続人が傷害死亡保険金受取人である場合には適用しません。(注)

(注) 被保険者の被った傷害に対し、傷害死亡保険金以外の一定額の保険金を支払う特約が付帯されている場合に限ります。

第8条（保険契約の失効）

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第9条（保険契約の取消し）

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第11条（重大事由による解除）

(1) 当社は、次の①～⑤のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア．～オ．のいずれかに該当すること。

ア．反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ．反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ．反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ．法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ．その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、傷害入院保険金日額、傷害通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①～④に掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①～④の事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(※)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(※) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

(2) 当社は、次の①・②のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③ア．～オ．のいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた損害等に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③ア．～オ．のいずれかに該当すること。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)・(2)の規定による解除が保険事故(注1)の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①～⑤の事由または(2)①・②の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故(注1)による損害等に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1)(2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた保険事故をいいます。

(注2)(2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③ア.～オ.のいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第12条(被保険者による保険契約の解除請求)

- (1) 被保険者が保険契約者以外の者である場合において、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対して、この保険契約(注)を解除することを求めることができます。

- ① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①・②に該当する行為のいずれかがあった場合
- ③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③ア.～オ.のいずれかに該当する場合
- ④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合
- ⑤ ②～④のほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②～④の場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- ⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1)①～⑥のいずれかに該当する事由がある場合において、被保険者から(1)の規定による解除請求があったときは、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (3) (1)①の事由がある場合は、その被保険者は、当社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当社は、遅滞なく、保険契約者に対して、その旨を書面により通知するものとします。

(注)その被保険者に係る部分に限ります。

第13条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条(保険料の返還または請求—告知義務等の場合)

- (1) 第5条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した保険料を返還

または請求します。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注)当社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (3) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) (1)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (5) (4)の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い保険金を支払います。

第15条（保険料の返還—無効または失効の場合）

- (1) 保険契約が無効となる場合には、当社は、保険料の全額を返還します。ただし、第7条（保険契約の無効）(1)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合において、同特約に規定する傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡したときは、保険料を返還しません。

第16条（保険料の返還—取消しの場合）

第9条（保険契約の取消し）の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。

第17条（保険料の返還—解除の場合）

- (1) 第5条（告知義務）(2)、第11条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)の規定により、当社が保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第10条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当社は、次の算式によって算出した保険料を返還します。

返還する保険料 = 保険料(注1) - 既経過期間(注2)に対し月割をもって計算した保険料

ただし、中途更改(注3)により保険契約を解除した場合には、当社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注1) この保険契約に対して適用された保険料をいいます。

(注2) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 保険契約の条件を変更するため、保険契約を解除した日を保険期間の初日として、保険契約者を同一とする保険契約を新たに締結することをいいます。

- (3) 第11条（重大事由による解除）(2)の規定により、当社が保険契約(注)を解除した場合には、当

会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) 第12条（被保険者による保険契約の解除請求）(2)の規定により、保険契約者が保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料(注2)から既経過期間(注3)に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

(注3) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (5) 第12条（被保険者による保険契約の解除請求）(3)の規定により、被保険者が保険契約(注1)を解除した場合には、当会社は、保険料(注2)から既経過期間(注3)に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。

(注1) その被保険者に係る部分に限ります。

(注2) この保険契約に対して適用された保険料のうちその被保険者に係る部分をいいます。

(注3) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第18条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、この保険契約に付帯された特約に定める時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、この保険契約に付帯された特約に規定する保険金の請求書類または証拠のうち当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべきその被保険者の代理人がないときは、次の①～③に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、その被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

① その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)

② ①に規定する者がいない場合、または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、その被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)

③ ①・②に規定する者がいない場合、または①・②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)

(注1) 第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。

(注2) 第1条の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、保険事故の内容または傷害の程度・損害の額等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合

- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類のいずれかに事実と異なる記載をした場合
- ③ 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(2)・(3)・(5)の書類または証拠のいずれかを偽造し、または変造した場合

第19条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①～⑤の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害等発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度・損害の額(注2)、保険事故と損害等との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①～④のほか、他の保険契約等の有無および内容、損害等について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日を行います。

(注2) 損害が生じた地および時における保険の対象の価額を含みます。

(2) (1)の確認をするため、次の①～⑤に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①～⑤に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。

- ① (1)①～④の事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)①～④の事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①～⑤の事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)①～⑤の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)・(3)の規定による手続を完了した日を行います。

(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(3) (1)・(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなくその確認を妨げ、またはその確認に応じなかった場合(注)には、これにより確

認が遅延した期間については、(1)・(2)の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

- (4) (1)・(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第20条（時効）

保険金請求権は、第18条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第21条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第22条（保険契約者が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合、またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第23条（契約内容の登録）

- (1) 当社は、この保険契約締結の際、次の①～⑥の事項を一般社団法人日本損害保険協会に登録することができるものとします。
- ① 保険契約者の氏名・住所・生年月日
 - ② 被保険者の氏名・住所・生年月日・性別、同意の有無
 - ③ 傷害死亡保険金受取人の氏名
 - ④ この保険契約に付帯された特約の保険金額
 - ⑤ 保険期間
 - ⑥ 当会社名、保険種類、証券番号
- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を一般社団法人日本損害保険協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすることができるものとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考にすること以外に用いないものとします。

(4) 一般社団法人日本損害保険協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を次の①・②に該当するもの以外に公開しないものとします。

① (1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店

② 犯罪捜査等にあたる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関

(5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または一般社団法人日本損害保険協会に照会することができます。

第24条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第25条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第26条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

介護一時金支払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
か	介護一時金特約付契約	この特約を付帯した普通保険約款に基づく保険契約をいいます。
け	継続契約	介護一時金特約付契約の保険期間の末日(注)を保険期間の開始日とする介護一時金特約付契約をいいます。 (注)その介護一時金特約付契約が保険期間の末日までに解除されていた場合には、その解除日とします。
	契約年齢	保険期間の開始時における被保険者の満年齢をいいます。
こ	公的介護保険制度	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。
し	障害者総合支援制度	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者総合支援制度をいいます。
	初年度契約	継続契約以外の介護一時金特約付契約をいいます。
ほ	保険金	介護一時金をいいます。
	保険金額	保険証券記載の介護一時金額をいいます。
	保険事故	要介護状態となることをいいます。

よ	要介護状態	次の①・②のいずれかの状態をいいます。 ① 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態 ② 公的介護保険制度の要介護・要支援の認定の審査対象とならない場合において、障害者総合支援制度に基づく障害支援区分3以上の認定を受けた状態
	要介護状態の開始日	次の①・②のいずれかの日をいいます。 ① 公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定の効力が生じた日 ② 公的介護保険制度の要介護・要支援の認定の審査対象とならない場合において、障害者総合支援制度に基づく障害支援区分3以上の認定の効力が生じた日

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が要介護状態となった場合は、この特約、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定に従い、保険金額を保険金として被保険者に支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次の①～⑪のいずれかに該当する事由によって生じた要介護状態に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者(注1)または被保険者の故意または重大な過失
- ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者(注2)の故意または重大な過失。ただし、その者が保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
- ③ 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為
- ④ 次のア・イ.のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 被保険者が法令に定められた運転資格(注3)を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間
 - イ. 被保険者が道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間
- ⑤ 被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、指定薬物(注4)等の使用。ただし、治療を目的として医師が用いた場合を除きます。
- ⑥ 被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用
- ⑦ 被保険者の先天性疾患(注5)
- ⑧ 被保険者に対する刑の執行
- ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注6)。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。
- ⑪ 核燃料物質(注7)もしくは核燃料物質(注7)によって汚染された物(注8)の放射性、爆発性その

他の有害な特性またはこれらの特性による事故。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑫ ⑨～⑪の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故。ただし、これらに該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、当社は、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染

(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注2) 保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。

(注3) 運転する地における法令による運転資格をいいます。

(注4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条（定義）第15項に定める指定薬物をいいます。

(注5) 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号Q00からQ99に規定された内容に準拠します。

(注6) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注7) 使用済燃料を含みます。

(注8) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当社は、被保険者が頸部症候群(注1)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(注2)のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。

(注1) いわゆる「むちうち症」をいいます。

(注2) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

第4条（保険責任の始期および終期）

保険期間が始まった後でも、当社は、次の①～③のいずれかに該当する場合は、保険金を支払いません。

- ① この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合
- ② この保険契約の保険期間の開始時から、保険料を領収した時までの期間中に要介護状態の開始日がある場合
- ③ この保険契約が継続されてきた初年度契約から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの介護一時金特約付契約の保険期間の開始時から、その介護一時金特約付契約の保険料を領収した時までの期間中に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合

第5条（保険期間と支払責任の関係）

(1) 当社は、要介護状態の開始日が保険期間中である場合に限り、保険金を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が初年度契約である場合において、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定にかかわらず、この保険契約が継続契約である場合において、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始日より前であるときは、当社は、保険金を支払いません。ただし、要介護状態の開始日が初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金を支払います。

第6条（告知義務に関する特則）

- (1) この特約の告知義務に関する取扱いについては、普通保険約款第5条（告知義務）(1)・(2)の規定のほか、次の(2)～(10)のとおりとします。
- (2) この保険契約が継続契約である場合には被保険者の健康状態については告知事項とはしません。
- (3) (2)にかかわらず、初年度契約の締結の後にこの介護一時金特約付契約の支払条件について当社の保険責任を加重(注)する場合は、被保険者の健康状態を告知事項とします。この場合において、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったとき、または事実と異なることを告げたときは、当社は、この介護一時金特約付契約のうち当社の保険責任を加重(注)した部分を普通保険約款第5条（告知義務）(2)と同様に解除することができます。

(注) 保険金額の増額をいいます。

- (4) (3)および普通保険約款第5条（告知義務）(2)の規定は、次の①～⑤のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (3)または普通保険約款第5条（告知義務）(2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が介護一時金特約付契約締結の際、(3)または普通保険約款第5条（告知義務）(2)に規定する事実を知っていた場合、または過失によってこれを知らなかった場合(注1)
- ③ 保険契約者または被保険者が、傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じる前に、告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、介護一時金特約付契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が介護一時金特約付契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(3)または普通保険約款第5条（告知義務）(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または介護一時金特約付契約締結時から5年を経過した場合
- ⑤ 保険期間の初日(注2)からその日を含めて1年を経過した場合において、その期間内に解除の原因となる事実により保険金の支払事由が生じなかったとき。

(注1) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合、または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

(注2) この保険契約が継続契約である場合は、次のア・イ. のいずれかの日とします。

ア. この保険契約が継続されてきた介護一時金特約付契約のいずれの継続契約においても、保険金額の増額によって当社の保険責任が加重されていない場合

この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の初日

イ. ア. 以外の場合

保険金額の増額によって当社の保険責任が加重された継続契約の保険期間の初日。た

だし、これに該当する継続契約が2つ以上ある場合は、当会社の保険責任が最後に加重された継続契約の保険期間の初日。

- (5) (3)または普通保険約款第5条（告知義務）(2)の規定による解除が要介護状態となった後になされた場合であっても、普通保険約款第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6) (5)の規定は、(3)または普通保険約款第5条（告知義務）(2)に規定する事実に基づかずに生じた要介護状態については適用しません。
- (7) 普通保険約款第5条（告知義務）(2)の規定にかかわらず、保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢または性別に誤りがあった場合には、初めから実際の契約年齢または実際の性別に基づいて保険契約を締結したものとみなします。
- (8) (7)の場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、既に払い込まれたこの特約の保険料と実際の契約年齢または実際の性別に基づいたこの特約の保険料との差額を返還または請求します。
- (9) 当会社は、保険契約者が(8)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。

- (10) (8)の規定により追加保険料を請求する場合において、(9)の規定によりこの特約を解除できるときは、当会社は、次の①・②については、次の算式によって算出した割合により、保険金を削減して支払います。

$$\text{保険金を削減する割合} = \frac{\text{誤った契約年齢または誤った性別に基づいたこの特約の保険料}}{\text{実際の契約年齢または実際の性別に基づいたこの特約の保険料}}$$

- ① 契約年齢または性別を誤った介護一時金特約付契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由が生じていた場合
- ② 契約年齢または性別を誤った介護一時金特約付契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に要介護状態となった場合

第7条（特約の失効）

当会社が保険金を支払った場合は、要介護状態の開始日に遡及して、この特約は効力を失います。ただし、この特約にかかる保険料は返還しません。

第8条（保険事故が発生した場合の通知）

- (1) 被保険者が要介護状態となった場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、要介護状態となった日からその日を含めて30日以内に要介護状態の内容および程度等の詳細を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたとき、または要介護状態の内容を証明する被保険者の診断書もしくは公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 次の①・②のいずれかに該当する場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合

- ② 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定による通知または説明について知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合

第9条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が要介護状態となった時から発生し、これを行行使することができるものとします。
- (2) 保険金の請求書類は、次の①～⑨に掲げる書類または証拠とします。
- ① 保険金請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(注1)
 - ④ 障害者総合支援制度の障害支援区分認定等を証明する書類(注2)
 - ⑤ 要介護状態の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書
 - ⑥ 当会社が被保険者の症状、治療内容等について医師に照会し、説明を求めることについての同意書
 - ⑦ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑧ 保険金の請求を第三者に委任する場合は、保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
 - ⑨ その他当会社が普通保険約款第19条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

(注1) 公的介護保険制度の被保険者証、要介護認定等の申請に要した書類の写し、被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定に関する通知書およびその他当会社が指定する書類をいいます。

(注2) 障害者総合支援制度の障害福祉サービス受給者証、介護給付費等支給申請に要した書類の写し、被保険者が受領した障害者総合支援制度の障害支援区分認定に関する通知書およびその他当会社が指定する書類をいいます。

第10条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその要介護状態について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第11条（保険金の受取人の変更）

保険契約者は、この特約の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第12条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4条（保険責任の始期および終期）(3)および第5条（告知義務）(3)・(4)・(5)の規定は適用しません。

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句	
第1条（用語の定義）の「危険」	損害等	→ 要介護状態
第11条（重大事由による解除）(1)①	損害等	→ 要介護状態
第11条(2)②	損害等	→ 要介護状態
第11条(3)	<p>保険事故(注1)の発生した後に</p> <p>解除がなされた時まで発生した保険事故(注1)による損害等</p>	<p>→ 要介護状態(注1)となった後に</p> <p>解除がなされた時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由(注1)、またはその期間中に開始した要介護状態(注1)</p>
第11条(3)(注1)	保険事故	→ 要介護状態
第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(3)	保険金を支払いません。	訂正すべき事実を当会社に告げなかった介護一時金特約付契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
第14条(5)	追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等	追加保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態
第17条（保険料の返還—解除の場合）(1)	第5条（告知義務）(2)、第11条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)の規定	第5条（告知義務）(2)、第11条（重大事由による解除）(1)もしくは第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(2)または介護一時金支払特約第6条（告知義務に関する特則）(3)・(9)の規定
第17条(2)(注3)	保険契約者を同一とする	→ 保険契約者および被保険者を同一とする
第18条（保険金の請求）(5)	保険事故の内容または傷害の程度・損害の額等	→ 要介護状態の内容または要介護状態の程度等
第19条（保険金の支払時期）(1)①	保険事故の原因、保険事故発生の状況、損害等発生の有無	→ 要介護状態の原因、要介護状態の発生状況、要介護状態発生の有無
第19条(1)③	傷害の程度・損害の額(注2)、保険事故と損害等との関係	→ 要介護状態の程度、要介護状態の原因となった事由と要介護状態との関係

第14条（保険料分割払特約（一般団体契約用）が付帯された場合の取扱い）

介護一時金特約付契約に保険料分割払特約（一般団体契約用）が付帯された場合には、同特約の規

定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句	
第4条（初回保険料払込み前の保険事故の取扱い）	初回保険料を払い込む前に生じた保険事故による損害等	→ 初回保険料を払い込んだ時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態
第5条（第2回以降の保険料不払の場合の免責）	保険事故による損害等	→ 要介護状態

第15条（保険料分割払特約が付帯された場合の取扱い）

介護一時金特約付契約に保険料分割払特約が付帯された場合には、同特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句	
第4条（初回保険料払込み前の保険事故の取扱い）	初回保険料を払い込む前に生じた保険事故による損害等	→ 初回保険料を払い込んだ時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態
第5条（第2回以降の保険料不払の場合の免責）	保険事故による損害等	→ 要介護状態

第16条（保険料支払に関する特約が付帯された場合の取扱い）

介護一時金特約付契約に保険料支払に関する特約が付帯された場合には、同特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句	
第2条（保険料領収前の保険事故）	その保険料領収前に生じた保険事故による損害等	→ その保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態

第17条（集団扱特約が付帯された場合の取扱い）

介護一時金特約付契約に集団扱特約が付帯された場合には、同特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句	
第4条（保険料領収前の保険事故）(1)	同条(2)の保険料または同条(3)①の第1回分割保険料領収前に生じた保険事故による損害等	→ 同条(2)の保険料または同条(3)①の第1回分割保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事

			由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態
第4条(3)	その未払込保険料の全額を領収する前に生じた保険事故による損害等	→	その未払込保険料の全額を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態
第5条(追加保険料の払込み)(3)	保険金を支払いません。	→	訂正すべき事実を当会社に告げなかった介護一時金特約付契約の保険期間の開始時から、追加保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態に対しては、保険金を支払いません。
第5条(5)	追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等	→	追加保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態
第11条(未払込保険料不払の場合の免責)	未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた保険事故による損害等	→	未払込保険料の全額を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態

第18条(保険料の払込みに関する特約が付帯された場合の取扱い)

介護一時金特約付契約に保険料の払込みに関する特約が付帯された場合には、同特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句		
第6条(初回保険料払込み前の保険事故の取扱い)(2)	初回保険料払込み前に生じた保険事故による損害等	→	初回保険料を払い込んだ時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態
	保険料領収前に生じた保険事故による損害等の取扱いに関する規定	→	保険料領収前の当会社の保険責任に関する規定
第6条(3)・(4)	保険事故の発生の日	→	要介護状態の開始日
	保険事故による損害等	→	要介護状態
第7条(第2回以	保険事故の発生の日	→	要介護状態の開始日

降の保険料払込み前の保険事故の取扱い)	保険事故による損害等	→	要介護状態
第8条（保険料不払の場合の免責）	保険事故による損害等	→	要介護状態
第10条（分割払における特則）(2)	保険事故による損害等	→	要介護状態

第19条（追加保険料の払込みに関する特約が付帯された場合の取扱い）

介護一時金特約付契約に追加保険料の払込みに関する特約が付帯された場合には、同特約の規定中、下表に掲げる字句は、同表のとおり読み替えて適用します。

規定	読み替え対象の字句		
第3条（追加保険料の払込み）(4)	追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等の取扱いに関する規定	→	追加保険料領収前の当会社の保険責任に関する規定
第6条（追加保険料払込み前の保険事故の取扱い）(2)②	追加保険料領収前に生じた保険事故による損害等	→	追加保険料を領収した時までの期間中に生じた傷害、疾病その他の要介護状態の原因となった事由による要介護状態、またはその期間中に開始した要介護状態
第6条(3)	保険事故の発生日	→	要介護状態の開始日
	保険事故による損害等	→	要介護状態

第20条（配偶者特約または親族特約が付帯された場合の取扱い）

介護一時金特約付契約に配偶者特約または親族特約が付帯された場合であっても、この特約の規定を適用するのは保険証券記載の被保険者のみとします。

第21条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

保険料分割払特約（一般団体契約用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

(50音順)

用語		定義
は	払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
み	未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

- (1) この特約は、保険証券に団体契約分割の記載がある場合に適用されます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、この保険契約に保険料の払込みに関する特約および追加保険料の払込みに関する特約が適用される場合は、次条から第7条（保険料の返還または請求）(1)までの規定および第8条（保険金支払の場合の保険料の払込み）の規定は、これを適用しません。

第3条（保険料の払込方法）

- (1) 保険契約者は、この特約により、この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数および金額に分割して払い込むこととします。
- (2) 保険契約者は、保険契約の締結と同時に初回保険料を払い込み、第2回以降の保険料については、払込期日までに払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、初回保険料を保険料相当額の集金手続をを行う最初の集金日の属する月の翌月末までに払い込むことができます。

第4条（初回保険料払込み前の保険事故の取扱い）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条(2)の規定に従い初回保険料を払い込まない場合は、初回保険料を払い込む前に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第5条（第2回以降の保険料不払の場合の免責）

当社は、保険契約者が払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込むべき第2回以降の保険料の払込みを怠った場合は、その第2回以降の保険料の払込期日の翌日以後に生じた保険事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。

第6条（保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当社は、次の①・②のいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがない場合
 - ② 次のア・イ．に掲げる事実がすべてあった場合
 - ア．払込期日までにその払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。

イ. ア. の保険料の次の回に払い込まれるべき保険料の払込期日がア. の払込期日の翌月である場合において、その翌月の払込期日までにその翌月の払込期日に払い込まれるべき保険料の払込みがないこと。

(2) (1)の規定による解除は、次の①・②の時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① (1)①による解除の場合は、その保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日。ただし、その保険料が初回保険料である場合は、保険期間の初日。

② (1)②による解除の場合は、その翌月の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

(3) (1)の規定により、当社が保険契約を解除した場合において、既に払い込まれた保険料から既経過期間(注)に対し月割によって計算した保険料を差し引いた残額があるときは、当社は、その額を返還します。

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第7条（保険料の返還または請求）

(1) 普通保険約款第14条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）(1)・(4)の規定により、当社が追加保険料を請求する場合は、保険契約者は、追加保険料(注)の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) 払込期日が到来していない保険料を変更することにより払い込まれる追加保険料を除きます。

(2) 普通保険約款第15条（保険料の返還—無効または失効の場合）(2)の規定により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当社は、その額を請求することができます。

$$\boxed{\text{返還する保険料}} = \boxed{\text{普通保険約款第15条(2)の規定により算出した額}} - \boxed{\text{未払込保険料}}$$

(3) 普通保険約款第17条（保険料の返還—解除の場合）(1)～(5)の規定により返還する保険料は、次の算式によって算出した額とします。ただし、次の算式によって算出した額がマイナスとなる場合は、当社は、その額を請求することができます。

$$\boxed{\text{返還する保険料}} = \boxed{\text{普通保険約款第17条(1)～(5)の規定により算出した額}} - \boxed{\text{未払込保険料}}$$

第8条（保険金支払の場合の保険料の払込み）

(1) この保険契約に傷害死亡保険金支払特約が付帯された場合において、この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、同特約第2条（保険金を支払う場合）(1)の傷害死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者(注)が死亡したときは、保険契約者は、傷害死亡保険金の支払を受ける以前に、その傷害死亡保険金が支払われるべき被保険者(注)の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

(注) この保険契約に配偶者特約または親族特約が付帯された場合には、本人およびそれぞれの特約により被保険者となる者全員とします。

(2) この保険契約に介護一時金支払特約が付帯された場合において、この保険契約に定められた総保険料の払込みを完了する前に、被保険者が要介護状態となったときは、保険契約者は、介護一時金の支払を受ける以前に、その介護一時金が支払われるべき被保険者の未払込保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された他の特約の規定を準用します。

訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が次の①・②のいずれかに該当する場合には、普通保険約款第25条（訴訟の提起）の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

- ① 日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合
- ② 日本国外に主たる事務所を有する法人または団体である場合

条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

当社は、この特約により、この保険契約に付帯された他の特約の保険金を支払わない場合に関する規定中

「

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

」

とあるのを

「

戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注1）。ただし、これらに該当するかどうにかかわらず、テロ行為（注2）に対しては、保険金を支払います。

（注1）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注2）政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

」

と読み替えて適用します。

第2条（特約の解除）

テロ行為（注1）の発生の可能性が著しく増加したことによって、この特約の引受範囲（注2）を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する48時間以前の書面による予告をもって、この特約を解除することができます。

(注1) 政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

(注2) この特約を引き受けることができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。

第3条（特約解除の効力）

前条の規定により当社がこの特約を解除する場合には、将来に向かってのみ第1条（戦争危険等免責の一部修正）の読み替えはなかったものとします。